

埼玉県訓令第二十三号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年八月六日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合において、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第一条から前条までの規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。